

玖西環境衛生組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、玖西環境衛生組合同規約（昭和39年指令地方第1668号）の一部を以下のとおり変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定により、市議会の議決を求める。

令和3年5月31日 提出

周南市長 藤 井 律 子

玖西環境衛生組合同規約の一部を改正する規約

玖西環境衛生組合同規約（昭和39年指令地方第1668号）の一部を次のように改正する。

第15条を次のように改める。

（事務の承継）

第15条 組合の解散に伴う事務の承継については、関係市の議会の議決を経て行う協議をもって定める。

附 則

この規約は、山口県知事の許可のあった日から施行する。

(参 考)

玖西環境衛生組合規約新旧対照表

現行	改正案
<p data-bbox="336 371 632 409"><u>(組合の財産の処理)</u></p> <p data-bbox="276 439 810 667">第15条 <u>この組合が解散した場合の財産は、関係市が負担した施設設置の負担割合により処理するものとする。</u></p>	<p data-bbox="895 371 1094 409"><u>(事務の承継)</u></p> <p data-bbox="834 439 1370 600">第15条 <u>組合の解散に伴う事務の承継については、関係市の議会の議決を経て行う協議をもって定める。</u></p>